

令和8年度 木曽三川下流域ゴミマップ作成業務 仕 様 書

第1条 適用範囲

本仕様書は、中部地方整備局木曽川下流河川事務所の実施する「令和8年度 木曽三川下流域ゴミマップ作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、「特定非営利活動法人 木曽三川ごみの会」の活動を通じて収集した情報等をもとにして、令和8年 1月 1日から令和8年12月31日までの期間を対象に、木曽川及び長良川に囲まれた長島輪中（桑名市長島町）周辺の河川内における漂流ゴミ、不法投棄ゴミの発生状況等を取りまとめたゴミマップを作成するものである。

第3条 業務内容

1. 調査計画の準備

過年度の調査結果を取りまとめる事で、ゴミが漂流しやすい河川・場所・時期を検討し、船舶を用いた漂流ゴミ調査で効率的かつ計画的な調査を行えるよう計画・準備を行う。

2. 漂流ゴミ調査

船舶により水面から漂流ゴミ分布状況の把握を行う。この場合、必要に応じて委託者と合同で実施することにより、情報の共有を図るものとする。

なお、状況把握の箇所、時期及び回数は下記のとおりとする。

- ① 実施箇所は、木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川下流域とする。
- ② 実施時期及び回数は、非出水期に河川毎各1回の計3回とする。
- ③ 実施箇所、時期及び回数については、出水状況及び漂流ゴミの状況等に応じて委託者と受託者で調整の上、詳細を決定する。

3. ゴミマップ作成

以下のとおり資料を取りまとめ、ゴミマップを作成するものとする。

- ① ゴミの回収実績をゴミ袋の数等で表示し、地先毎に整理する。
- ② 河川別に整理する。
- ③ ゴミの投棄位置並びに種類の表示を行う。
- ④ 漂流ゴミの分布状況の表示を行う。
- ⑤ ゴミの回収実績から今年の傾向を考察する。

4. ゴミランキング作成

以下のとおり資料を取りまとめ、ゴミランキングを作成するものとする。

- ① 河川別、月別に集計し、今年の傾向を考察する。
- ② 地先がわかるようにランキング表を作成し、今年の傾向を考察する。
- ③ その他必要に応じて写真等を活用して整理する。

5. 業務打合せ

業務打合せは3回（業務着手時、中間時、成果物納入時）とする。

6. 報告書作成

本業務の成果として業務内容を取りまとめた報告書（A4判）を作成するものとする。

第4条 資料等の貸与

本業務実施にあたって必要な地形図等は、委託者より貸与する。

第5条 成果物及び提出先

1. 成果物は、報告書3部とする。
2. 提出先は、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所管理課とする。

第6条 疑義

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

以上